

# 北海道公立大学法人札幌医科大学 「中期計画」

平成19年度～平成24年度

北海道公立大学法人札幌医科大学

# 目次

|  |    |
|--|----|
| <b>第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</b>  |    |
| <b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b>              |    |
| (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置                | 1  |
| (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置                | 1  |
| (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置             | 4  |
| (4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置              | 5  |
| <b>2 研究に関する目標を達成するための措置</b>              |    |
| (1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置          | 5  |
| (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置              | 6  |
| <b>3 社会貢献に関する目標を達成するための措置</b>            |    |
| (1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置            | 7  |
| (2) 産学官連携に関する目標を達成するための措置                | 8  |
| (3) 国際交流・貢献に関する目標を達成するための措置              | 9  |
| <b>4 附属病院に関する目標を達成するための措置</b>            | 9  |
| <b>第2 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置</b>        |    |
| 1 運営に関する目標を達成するための措置                     | 11 |
| 2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置                | 11 |
| 3 人事の改善に関する目標を達成するための措置                  | 12 |
| <b>第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</b>        |    |
| 1 財務に関する基本的な目標を達成するための措置                 | 12 |
| 2 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置      | 12 |
| 3 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置               | 13 |
| 4 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置                | 13 |
| <b>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置</b> |    |
| 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置                  | 13 |
| 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置               | 13 |
| <b>第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</b>      |    |
| 1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置            | 14 |
| 2 安全管理その他の業務運営に関する目標を達成するための措置           | 14 |
| <b>第6 予算（人件費の見積もりを含む。） 収支計画及び資金計画</b>    | 14 |
| <b>第7 短期借入金の限度額</b>                      | 14 |
| <b>第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b>           | 15 |
| <b>第9 剰余金の使途</b>                         | 15 |
| <b>第10 その他</b>                           |    |
| 1 施設及び設備に関する計画                           | 15 |
| 2 人事に関する計画                               | 15 |
| 3 積立金の使途                                 | 15 |
| （別紙） 予算                                  | 16 |
| 収支計画                                     | 19 |
| 資金計画                                     | 20 |
| （用語説明）                                   | 21 |

# 第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

## 1 教育に関する目標を達成するための措置

### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

#### ア 学士課程

- (ア) a 高い倫理観を持った人間性豊かな医療人を育成するため、教養教育カリキュラムを検証し、改善・充実を図る。
- b 専門教育に必要な基礎的能力を養うため、基礎教育カリキュラムを検証し、改善・充実を図る。
- (イ) 社会に貢献できる医療人として専門的な知識・技術と多様化する課題への解決能力を身につけるため、専門教育カリキュラムを検証し、改善・充実を図る。
- (ウ) a 多様な価値観への理解を深めるとともに、表現能力の向上を図るため、効果的なカリキュラムの設定に努める。
- b 国際化に伴う現代社会の諸要請に応えられるよう外国語教育の改善・充実を図る。

#### イ 大学院課程

- (ア) 課題の把握と問題解決に必要な手法を開拓できる能力を持ち、研究者として自立して研究に取り組むことができる人材を養成するため、教育・研究指導カリキュラム及び体制を検証し、改善・充実を図る。
- (イ) 地域が必要としている高度専門職業人を養成するため、実務家の参画を得るなど、より実践的な教育研究プログラムの編成に努める。

#### ウ 専攻科課程

母子保健の充実と発展に貢献できる人材として、専門的な知識・技術と多様化する課題への解決能力の修得を図るため、教育カリキュラムの効果的な展開に努める。

### (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

#### ア 入学者の受入れ

##### (ア) 学士課程

- a 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を平成19年度中に明確に示し、本学が求める学生が選抜されるよう入学者選抜方法を検討する。
- b 高校教育の多様化など、教育を巡る環境の変化に対応するため、高校教育と本学教育の適切な連携方法等について検討し、入学者選抜方法等に反映させる。
- c 受験希望者、保護者、高校の教職員などへの広報活動を充実し、入学者受入方針、教育・研究活動や社会貢献の成果等に関する情報を効果的に伝える。
- d 入学者選抜業務の事案に一貫性を持って対応し、これら業務の点検・企画・実施・評価を行うことができる体制について検討する。

##### (イ) 大学院課程

- a 入学者受入方針を平成19年度中に明確に示し、国内外から多様な資質及び学習・研究歴を持つ人材が確保できるよう入学者選抜方法を検討する。
- b 入学希望者に向け、本学の教育内容や研究実績などを積極的に広報する。
- c 社会人が学習・研究しやすい体制の整備に取り組む。
- d 優秀な外国人学生の受入れを推進するため、広報活動の方法・体制について検討・工夫する。

## (ウ) 専攻科課程

- a 入学者受入方針に基づき、多様な資質及び経験等を持つ人材が確保できるよう学内推薦や社会人推薦など適切な入学者選抜に努める。
- b 入学希望者に向け、本学の教育方針や教育内容などを積極的に広報する。

## イ 教育課程

### (ア) 学士課程

#### 【両学部共通】

- a 本学の理念や教育目標に沿ったカリキュラムの編成に努めるとともに、全学的見地から教育活動全般の企画・実施・検証・改善を行うため、教育センターの整備について検討する。
- b 地域におけるチーム医療の重要性を学習するため、効果的な体験実習を推進する。
- c 英語力向上のためTOEFL、TOEIC、語学研修の実績等を活用した単位認定を行う制度の充実を図るとともに、支援する体制を検討する。
- d 両学部間の連携を強化し共通科目の開講について検討する。  
また、学部間、他大学との単位互換制度の導入について検討する。
- e 学習目標との整合を適時点検し、カリキュラムを企画する初期段階から、適切に教員を配置することやティーチング・アシスタント(TA)を活用したプログラムの作成などの工夫を行う。

#### 【医学部】

- f 医学概論・医療総論等のカリキュラムを検証し、教養教育・基礎教育と専門教育の効果的な統合の取組みを強化する。
- g 地域医療に貢献する人材を育成するため、プライマリーケア、総合診療医育成教育、地域医療、地域保健政策などに関する講義・実習の充実を図る。
- h 臨床実習教育カリキュラムを検証し、診療参加型臨床実習(クリニカル・クラークシップ)に関する指針を平成20年度までに作成するなど、臨床実習教育の充実を図る。
- i 適切に臨床実習開始前共用試験(CBT、OSCE)を実施し、カリキュラムの改善・充実に結びつける。
- j 個々の学生の学問に対する興味、専門教育への意欲を促すため、新入生セミナー等少人数カリキュラムの充実を図る。

#### 【保健医療学部】

- k 地域医療の実情や他分野の医療専門職への理解を深めるため、地域医療・チーム医療に関する講義・実習の充実を図る。
- l 専門職としての最先端の知識と技術の効率的な学習を進めるため、平成23年度までにカリキュラムを見直し、充実を図る。
- m 附属病院及び学外の医療機関等との連携を深めるなど臨床教育・実習の体制を整え、体験的学習の充実を図る。

### (イ) 大学院課程

#### 【両研究科共通】

- a 学生が研究を効率よく進めることができるよう、教育指導・研究プログラムを検証し、改善・充実を図る。

- 特に、共通講義の活用や科目選択の再編等について検討する。
- b 学生の研究に対するモチベーションを高めるため、研究計画発表会への参加と発表への指導を強化する。
  - c 研究の成果として、課程を修了する際の学位論文を国内外の医学誌等に投稿するよう奨励する。
  - d 学生による授業評価等を平成20年度までに実施し、教育内容や教育・研究指導の実施体制の改善への参考とする。
  - e 国内外の他大学院との単位互換制について、他大学の授業科目の内容等を十分考慮し、導入を検討する。

#### 【医学研究科】

- f MD - PhDコースの教育成果を検証し、改善・充実を図る。
- g 学生の要望、社会の研究要請等を検証し、専攻間における領域、科目の再編について検討する。
- h 多様な知識と技術を持った医学研究者・教育者、あるいは、医学知識を必要とする高度職業分野で活躍できる人材を育成するため、平成20年度に医学研究科に修士課程を開設する。
- i 広い視野に立った総合的かつ独創的研究を目指す人材の育成を目的として、学内外の教員等により行う医学研究セミナー等を充実する。

#### 【保健医療学研究科】

- j 保健医療専門職として社会の要請に応えた高度専門的知識・技術の習得のため、実践力向上の場を充実する。
- k 各専攻相互に連携した教育・研究指導を強化し、保健医療領域における教育の充実を図る。
- l 専門看護師（クリティカルケア看護、精神看護）コースの教育成果等について検証し、充実を図る。

#### （ウ）専攻科課程

- a 専門職としての最先端の知識と技術の効率的な学習を進めるため、カリキュラムの効果的な展開に努める。
- b 助産師として社会の要請に応えた高度専門的知識・技術の習得のため、附属病院及び学外の医療機関等との連携を深めるなど臨床教育・実習体制の整備に努める。

#### ウ 教育方法

- （ア）講義、演習、実験、フィールドワークなど、多様で効果的な授業形態を設定し、学生が関心を持ち理解を進める授業を実施する。
- （イ）個人を重視した教育を行うため、チュートリアル教育など少人数教育の充実を図る。  
なお、チュートリアル教育の教育課程全体の中での位置づけについて検証する。
- （ウ）体系的なFD活動に取り組むとともに、学生による授業評価も参考とするなどして授業方法の向上を図る。
- （エ）多様な教養・専門教育を提供し、学士・大学院課程における本学の授業科目を補完するために、他大学との単位互換について検討する。
- （オ）情報技術を利用した教育を推進するなど、学習環境の改善・整備を図る。
- （カ）医学部においては、学生に教育者・研究者としての自覚を促すため、ティーチング・アシスタント（TA）制度及びリサーチ・アシスタント（RA）制度を検証し、改善を図る。

また、保健医療学部においては、T A制度及びR A制度の導入について検討する。

## エ 成績評価

- (ア) 教育効果や目標達成度の測定方法を確立し、厳正かつ公平な成績評価方法等を整備する。
- (イ) シラバス(授業要目)について、到達目標、評価方法、評価基準等の記載方式を統一するなど、工夫・改善を図る。
- (ウ) 各年次等における学部及び大学院教育の学業成績が特に優秀な学生への表彰制度を検討する。

## (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

### ア 実施体制及び教職員の配置

- (ア) 両学部教員が相互に教育カリキュラムに参加する体制を検討する。
- (イ) 教育に対する責任体制を明確にし、教育活動全般について、企画・実施・評価を推進管理する体制を検討する。
- (ウ) 教育に関する調査・研究及び企画・調整機能を強化するため、教育専任教員制度の充実について検討する。
- (エ) 研究実績のみならず教育能力も重視した見地からの教員選考について検討する。
- (オ) 常勤の教員に対してF D活動やP B Lチュートリアルへの積極的参加を促すとともに、参加状況等を教育活動評価に反映させる。
- (カ) 非常勤講師の適切な選考及び配置を進める。
- (キ) 本学において経験できない特徴を有する医療施設で臨床実習を行う体制を整備するなど、学外連携の充実を図る。  
特に、プライマリーケアや専門性のある臨床指導の実施を積極的に進める。
- (ク) 学部・学科、大学院研究科等の教育活動状況を点検し、必要に応じ適切な教職員の配置ができる体制を整備する。
- (ケ) 大学院において社会人学生が学習・研究しやすいカリキュラムの編成や研究指導体制の充実に取り組む。
- (コ) 開かれた大学として、本学学生のみならず、研究生、聴講生等に対しても充実した教育・研究の場を提供する。

### イ 教育環境

- (ア) 学生の多様化による補習的な教育の必要性や遠隔地からの学習要望など多様なニーズに対応するため、e - ラーニングなど情報技術を活用した教育方法、環境の工夫に努める。
- (イ) 履修登録や講義情報などについてネットワークを用いたシステムを検証し、改善を図る。
- (ウ) 教育施設の整備について、重点的に整備改修する事項を検討し、計画的な改善を行う。
- (エ) 総合情報センターについて、教育・研究上の要望を把握し、利用者のニーズに応えた利用拡大に向けた取組みを行う。
- (オ) 標本館について、理解しやすい教材・資料提供等を行えるよう効率的運用と教育支援上の工夫を図る。

### ウ 教育の質

- (ア) 授業評価、F D活動、カリキュラム編成等を連結した教育活動の質の向上を図るための体制を構築する。
- (イ) 教員に年1回以上のF D活動企画への参加と報告を義務づけることとし、それに応じた活動プログラムを作成する。
- (ウ) 全授業科目について、学生による授業評価を実施し、その結果を授業改善の参考

とする。

(エ)カリキュラム等の改善を進めるにあたって、学生からの意見を参考とする。

#### (4) 学生への支援等に関する目標を達成するための措置

##### ア 学習等支援

(ア) 学生担当教員制度の充実を図るなど、入学から卒業まで一貫した学習指導・相談体制を整備する。

(イ) シラバスのウェブ化や、教材、模範解答などの学習データベース化について検討する。

(ウ) 情報技術を利用した教育に関する相談、意見交換などができるよう学内システムを工夫する。

(エ) 進路情報のデータベース化を図るなど、幅広くきめ細かい就職・進路に関する情報を提供する体制を検討する。

(オ) 円滑に国家資格を取得するため、I S Tの有効な活用や、個々の学生の状況に応じた相談、情報提供等の支援体制の充実に努める。

(カ) 学生の社会性等を涵養するため各種サークル活動、ボランティア活動など、学内外における自主的活動を奨励・支援する。

(キ) 大学が行う各種事業等に関し、必要に応じ学生からの意見を聴取する機会を設け、実施にあたっての参考とする。

##### イ 経済的支援

経済的支援が必要な学生に対し、各種奨学金制度の活用を積極的に支援するなど、修学支援を強化する。

##### ウ 生活支援及び健康管理

(ア) 学生が利用する福利厚生施設等について、充実した学生生活を送ることができるよう学内生活環境の改善を図る。

(イ) 生活相談、セクシャルハラスメント相談、アカデミックハラスメント相談など多方面の内容に総合的に対応できるよう相談体制を整備する。

(ウ) 学生の健康管理体制の充実を図る。

なお、学生の健康診断の受診率については、100%を目指す。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置

#### ア 目指すべき研究の方向性

(ア) 建学の精神である「進取の精神と自由闊達な気風」の下、先端医学・医療及び地域医療貢献等の発展に寄与する基礎研究及び臨床研究を推進する。

(イ) 道、市町村等との連携を深め、道民の医療・保健・福祉に関する社会的要請の高い研究を推進する。

(ウ) 人的交流や情報発信など企業等との連携を強化し、産業界のニーズに対応した研究を推進する。

#### イ 大学として重点的に取り組む領域

先端医学・医療を研究する大学として、高い研究水準を維持し、次の研究領域に重点的に取り組む。

- ・国際的に高く評価されている研究
- ・独創性が高い研究

- ・地域の特殊性に根ざした研究
- ・萌芽的研究
- ・短期的に成果が上がりにくい基盤的研究
- ・基礎研究の成果を臨床の場へ応用する研究

なお、産学・地域連携に供する研究、両学部等で連携して取り組む研究、若手教員による研究などにも十分配慮する。

#### ウ 成果の社会への還元

- (ア) 優れた研究成果等を積極的に公表するため、情報技術等の活用を進め、ホームページの改善や公表方法を工夫する。
- (イ) 公開講座、フォーラム等を積極的に開催し、研究の成果を広く社会に発信する。
- (ウ) 学外向け刊行物のあり方について検討する。
- (エ) 産学連携等を推進するため、産業界のニーズを把握する体制を構築し、研究者データベース等情報発信機能を一層充実する。
- (オ) 関係機関等と連携して研究成果の実用化や普及に向けた取組みを進め、迅速かつ積極的な社会還元を図る。  
また、地域との連携を推進するため、平成19年度に地域連携ポリシーを策定する。

### (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

#### ア 研究機能

- (ア) 学術研究の特性に配慮しながら、新たな発展的領域等に対する人的資源等の重点的配置に取り組む。
- (イ) 研究活動の活性化のため、学内外との人事交流や任期制の導入と適切な運用など、研究者等を機動的で柔軟に配置する体制の構築を図る。
- (ウ) 企業との共同研究を積極的に推進するため、企業からの優秀な研究者の受入れ方策を検討するとともに、大学院に入学した社会人の院外指導を行う研究教授制について広く周知を図る。
- (エ) 医学の進歩に対応し研究機能を強化するため、医学部附属研究所等のあり方を検討し、理念・目標を整理した上で、平成21年度までに再編統合について時期、組織体制等を明確にする。
- (オ) 倫理委員会、臨床研究審査委員会などの研究審査組織について、案件処理の効率化、迅速化及び透明性に配慮した体制を確保する。
- (カ) 研究に必要な大型・高額設備を学内共同利用施設のもとに集約し共同利用を積極的に推進する。  
また、研究に支障を来さないよう、これら設備の維持・補修・更新を適切に行う。
- (キ) 学内共同利用施設については、職員の適正な配置、管理業務の効率化等に十分留意し、利用者にとって利便性の高い研究支援体制を構築する。  
なお、各学部附属の施設については、平成21年度までに両学部が相互に利用しやすい制度・体制を構築する。
- (ク) 各研究科の実験室など、研究環境の改善に努める。

#### イ 研究の質

- (ア) 両学部、附属病院等学内間で連携して取り組む研究を積極的に推進するため、人員、資金、施設等の学内資源を優先的に配分する制度を検討する。
- (イ) 他大学、研究機関との共同研究を推進するなど、学外組織との連携・協力を積極的に進める。
- (ウ) 研究プロジェクトや組織単位などの研究活動について、自己評価や外部評価を活用した適切な検証を行い、研究の質を高める。

- (エ) 研究者ごとに研究目標を明確に設定するとともに、適切な評価基準を策定する。
- (オ) 研究者ごとに評価結果を踏まえた研究の質の向上につながる改善策を盛り込んだ計画を作成する。

#### ウ 研究資金

- (ア) 科学研究費補助金等の各種競争的資金を積極的に獲得するため、関係情報の提供や相談体制の整備などを進め、競争的資金の申請件数を平成18年度に比べ平成24年度において10%増加するよう取り組む。
- (イ) 国などの重点施策事業等の獲得に向け全学的な検討体制を整備する。
- (ウ) 受託研究・共同研究、治験の推進や奨学寄附金等を獲得するため、企業等へ効果的な情報発信を進めるとともに、弾力的な運用が可能となる体制を整備する。
- (エ) 教育研究費の配分にあたっては、各々の領域の教育・研究に支障を来さないよう十分配慮しつつ、研究者等の研究活動の評価結果や、中・長期的視点に立った大学の方針の下、重点的に取り組む領域を考慮して配分する制度を平成20年度までに導入する。
- (オ) 学長裁量経費を活用し大学が目指す方針に基づく研究活動を推進する。  
なお、学長裁量経費の規模、執行方法等について検討し、平成19年度に制度を整備する。  
また、学長裁量経費の採択事業について、事後評価方法を確立する。

#### エ 知的財産

- (ア) 知的財産の創出、取得、管理及び活用について、産学・地域連携センターを中心に積極的に推進する。
- (イ) 将来の研究成果の社会還元を見据え、大学院学生、学部学生等を対象とした知的財産に関する教育の充実を図る。

### 3 社会貢献に関する目標を達成するための措置

#### (1) 地域医療等への貢献に関する目標を達成するための措置

- ア (ア) 臨床研修センターを中心として臨床研修協力病院との連携を深めた研修システムを通じ、地域医療に貢献する。
- (イ) 地域医療教育支援センターを設置し、後期研修・専門医養成、生涯教育を通じて地域医療を支援する。
- (ウ) 地域の医療機関等で活動しているコメディカルスタッフに対する生涯教育を支援するため、講演や技術講習会等の充実を図る。  
また、他の機関等が実施している研修会等に対する支援についても検討する。
- (エ) 地域医療連携室による地域医療機関との診療連携や診療情報の提供により、地域における医療の質の向上に努める。  
また、利用医療機関数を平成18年度に比べ平成24年度において20%増加するよう取り組む。
- (オ) 高度救命救急センター、北海道リハビリテーション支援センター、エイズブロック拠点病院及び基幹災害医療センターとして関係医療機関の支援を推進する。
- (カ) 安全で安心できる地域の医療体制の構築のため、地域医療を支える公的医療機関等に対する人的・技術的支援や連携方策を充実させるとともに、地域医療に関する政策立案に協力する。  
なお、医師等の総派遣件数に、地域医療を支える公的医療機関に対する派遣件数の占める割合が平成24年度において60%となるよう取り組む。

- イ (ア) 道の施策に積極的に協力するとともに、市町村等の医療・保健・福祉に関する

計画や企画の立案を支援する。

また、行政機関をはじめ、地域の活動に貢献している各種団体等の活動を支援するため、各種審議会の委員への就任や各種団体等への提言、助言等を積極的に行う。

なお、これら道、市町村等からの委員就任、講師派遣等の支援要請に対して積極的に応ずる。

- (イ) 地域の課題、要望等を的確に把握し、地域の特殊性に根ざした研究について取り組む。
- ウ (ア) 疾病の予防や健康づくりに関する道民の意識を喚起するため、公開講座、講演等を開催するとともに、各種メディアを利用した積極的な情報発信を行う。  
また、次代を担う若い世代に医学・医療に関心を持ってもらうため、学校等からの講師派遣要請に積極的に応ずる。  
なお、公開講座等の開催件数を平成18年度に比べ平成24年度において30%増加するよう取り組む。
- (イ) 大学が保有する情報や資源を広く社会に還元するため、総合情報センター、標本館等の道民への利用拡大について取り組む。
- (ウ) 専門学校生等の実習や研修の受入れなど、学外医療関係者等の学習支援に努める。
- (エ) 大学が保有する各種教育研究機器等について、他の教育・研究機関等の利用に供する制度を平成21年度までに創設する。
- (オ) 大学の施設について、地域の要望を踏まえ、開放に向けた取組みを進める。
- (カ) 本学が有する知識や経験を地域に還元するため、民間医療機関等が実施する高度医療や研究に係る倫理等の審査受託について検討する。

## (2) 産学官連携に関する目標を達成するための措置

研究成果の社会還元の一環として、法人化のメリットを最大限に生かした産学官連携を産学・地域連携センターを拠点として推進する。

なお、共同研究及び受託研究の実施件数を平成18年度に比べ平成24年度において20%増加するよう取り組む。

ア 産学・地域連携センター機能の整備・充実を図る。

(ア) 専門職人材の確保に努める。

(イ) 事務手続の簡素化を図るとともに、相談体制を整備・充実する。

(ウ) 受託事業、包括提携等における手法及び弾力的な運用を可能とする諸規程の整備を図る。

イ 迅速・実効性ある技術移転の取組みを進める。

(ア) 早期技術移転等を可能とするため、学外技術移転機関との連携について検討する。

(イ) 研究情報の収集を進めるとともに、積極的な発信を行う。

(ウ) 研究特性に応じ、学外から優秀な研究者の受入れ方策を検討する。

(エ) 本学が取り扱った事例に関する情報の蓄積と事後検証体制を構築する。

ウ 学内研究者に対する支援の取組みを強化する。

(ア) 外部研究資金情報の提供及び相談・事務手続等支援機能の強化を図る。

(イ) 知的財産の管理・活用体制を充実する。

(ウ) 研究者のモチベーションを高める仕組みの整備に努める。

エ 産学官連携の成果について外部の評価等を含む検証を行い、取組み体制の改善・充実を図る。

オ 学外関係機関・団体との多様な連携を図る方策を検討する。

### (3) 国際交流・貢献に関する目標を達成するための措置

- ア 道の北方圏構想に基づき交流協定を締結した大学との交流内容を検証し、交流の促進を図る。
- イ 諸外国での医療活動や医療技術指導など、積極的に国際社会への支援に取り組む。  
なお、災害等に際し、人道的な見地から積極的に対応する。
- ウ 各種資金制度の情報を迅速に提供し、外部資金を活用した教職員の海外派遣を積極的に進める。
- エ 国際的な視野を広げ、国際的に活躍する人材を育成するため、学生の短期間の海外研修事業等を推進する。
- オ 外国向け広報等を充実させ、留学生の受入れを推進する。
- カ 留学生の多様な関心・学力に対応した学習・研究支援、相談・カウンセリング体制の整備、奨学金等の経済的支援など、総合的な支援体制について検討する。
- キ 国際交流及び国際貢献をより一層推進するため、経費の効率的・弾力的な執行に努めるなど、実施方法を工夫するとともに、推進体制のあり方を検討する。
- ク 先端医学・医療を研究する大学として、高い研究水準を維持し、国際的に高く評価されている研究などに重点的に取り組み、国際社会への貢献に努める。

## 4 附属病院に関する目標を達成するための措置

### (1) 診療に関する目標を達成するための措置

#### ア 患者の満足と信頼を得られる医療

- (ア) 平成21年度までに外来・病棟に臓器別・疾患別の診療科を導入する。
- (イ) 診療科(外来、病棟)、中央診療部門、看護部門及び事務組織を点検し、診療機能・診療支援機能の充実を図る。
- (ウ) 患者個人情報など医療情報セキュリティ体制の強化を図るとともに、診療実績などの公開を目指す。
- (エ) 安心して快適に医療を受けられるよう外来患者、入院患者の環境改善に継続的に取り組む。  
なお、平成19年度に患者サービスセンター及び附属病院アメニティ改善委員会を設置する。
- (オ) 附属病院の提供する医療水準の質の向上を目指して、患者によるサービスの評価体制の確立を目指す。  
なお、平成19年度から患者アンケートを実施する。
- (カ) 附属病院に求められる高度な先進医療を推進するため高度医療、先端医療に資する医療機器を導入、整備する。
- (キ) 高度救命救急センターを充実させるとともに、高度な先進医療を推進する。  
なお、平成21年度までにICUを増設し、受入れ体制の充実を図る。

#### イ 医療の安全体制の充実

- (ア) 医療の安全推進のため、医療安全推進室を充実、強化するとともに医療安全推進部の立ち上げを検討する。
- (イ) 各所属のリスクマネジメントを充実、強化し、職員個々のリスク感性を高める。
- (ウ) 院内感染予防と対策を強化するため、感染管理室を充実、強化するとともに感染制御部の立ち上げを検討する。

## (2) 臨床研究に関する目標を達成するための措置

- ア 医薬品、食品等も含んだ特色ある研究体制・治験体制を充実させる。  
なお、平成20年度までに治験管理室を治験センター化するなど充実を図る。
- イ 産学官の連携による共同研究やトランスレーショナルリサーチを推進し、充実させる。

## (3) 臨床教育に関する目標を達成するための措置

- ア 医師やコメディカルスタッフの卒前臨床教育の改善・充実に取り組む。
- イ 生涯教育の充実を図り、優秀な医師やコメディカルスタッフの育成に取り組む。
- ウ 臨床研修センターを中心に、初期臨床研修及び後期臨床研修のプログラムの改善・充実に取り組み、優秀な人材を育成する。

## (4) 地域医療への貢献に関する目標を達成するための措置

- ア 臨床研修センターを中心として臨床研修協力病院との連携を深めた研修システムを通じ、地域医療に貢献する。(再掲)
- イ 地域医療教育支援センターを設置し、後期研修・専門医養成、生涯教育を通じて地域医療を支援する。(再掲)
- ウ 地域医療連携室による地域医療機関との診療連携や診療情報の提供により、地域における医療の質の向上に努める。  
また、利用医療機関数を平成18年度に比べ平成24年度において20%増加するよう取り組む。(再掲)
- エ 高度救命救急センター、北海道リハビリテーション支援センター、エイズブロック拠点病院及び基幹災害医療センターとして関係医療機関の支援を推進する。(再掲)
- オ 地域医療機関への医師派遣について、医師派遣調整部会による窓口一本化によって、医師派遣体制の充実を図る。  
なお、医師等の総派遣件数に、地域医療を支える公的医療機関に対する派遣件数の占める割合が平成24年度において60%となるよう取り組む。(再掲)
- カ 疾病の予防や健康づくりに関する道民の意識を喚起するため、公開講座、講演等を開催するとともに、各種メディアを利用した積極的な情報発信を行う。(再掲)

## (5) 運営の改善・効率化に関する目標を達成するための措置

- ア 経営指標の把握と分析を充実し、改善目標と進行状況の共有化により、経営改善の進捗管理を行う。  
なお、診療科別、部門別の診療実績や収支等を把握するため、平成20年度までに病院経営企画室を設置する。
  - イ 病院運営をより効率的に進めるための診療科の臓器別再編、中央診療部門・事務局組織など機能的な組織体制を整備する。  
なお、平成19年度に医事センターを設置し、医事業務体制を強化する。
  - ウ 在院日数短縮、病床の有効利用等、効率的な運用を図るとともに、医療技術の進歩及び医療制度改革に応じた医業収入を確保するよう努める。  
なお、平成24年度までに診療収入等により9億円の収支改善に取り組む。
- [推進の方向性]
- ・特定機能病院として、高度な手術の件数増に積極的に取り組むなど、急性期医療や高度医療を推進し、診療収入の増加を目指す。

#### 平成24年度の経営指標

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 平均在院日数（一般病棟）      | 17日以内  |
| 看護体制入院患者比率（注1）    | 平均100% |
| 医薬材料費率（除く手術、化学療法） | 22%    |
| 未収金削減（注2）         | 半減     |

（注1）看護基準に対応した最大の患者数に対する入院患者数の割合

（注2）17年度実績を半減する。

- エ 適正な物品管理システムを整備し、医療材料在庫の適正管理を図る。
- オ 部門毎の業務の見直しや、適切な職員の配置などにより、運営コストの削減に努める。
- カ 診療情報室の充実による患者の病歴管理や入院電子カルテの充実及び外来電子カルテの導入を進める。
- キ 新たな病院機能のあり方について検討を行う。
- ク 迅速で効率的な病院運営を実現するため、病院長がリーダーシップを一層発揮できる仕組みを整える。
- ケ 平成21年度に、第三者による医療機能評価の継続認定を取得し、病院機能を向上させるとともに運営の効率化を図る。

## 第2 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

### 1 運営に関する目標を達成するための措置

- （1）ア 学長のリーダーシップの下、機動的で効率的な大学運営の体制を整備する。
  - イ 全学的視点に立った経営戦略を展開する企画立案機能の充実を図る。
  - ウ 学内の各種委員会を平成21年度までに見直し、必要最小限にとどめ、役員、部長の権限と責任を明確にする。
  - エ 役員のマネジメントを補佐する体制を整備する。
  - オ 平成19年度から内部監査組織を設け、業務全般の合理性や効果の検討、評価を行う。
  - カ 社会状況や道民のニーズに迅速に対応できるマネジメント体制とするため、外部登用の役員や委員の知見を戦略的に活用する。
  - キ 組織や人員配置を弾力的に行う仕組みを平成21年度までに構築し、全学的視点から戦略的な人員配置に取り組む。
- （2）役員及び教職員が法令や社会的規範を遵守した活動を行い、社会からの信頼を確保した運営が図られるよう、ガイドラインの策定、啓発のための研修会の実施など、コンプライアンス・プログラムを構築する。

### 2 組織及び業務等に関する目標を達成するための措置

#### （1）教育研究組織の改善

- ア 講座制等を含む教育研究組織の基本的あり方について平成21年度までに検討結果を取りまとめる。
- イ 学術の進展や道民のニーズを踏まえた教育研究の重点化に取り組み、教員配置を弾力的に行うなど、平成21年度までに柔軟な教育研究組織を確立する。
- ウ 附属施設の機能と効果を点検・評価し、平成21年度までに将来展望を踏まえた組織の見直しを進める。

- エ 学部等との連携強化に取り組み、教育研究の活性化を図る。
- オ 地域連携、産学連携など共同研究・受託研究が容易にできるよう体制を整備する。

## (2) 事務等の改善

- ア 定型的・機械的業務の外部委託化等を積極的に進め、平成18年度に比べ、正規職員約100名相当分の業務を委託化するなど、業務の簡素化、効率化に取り組む。
- イ 戦略的に業務を遂行するため、事務局の専門性及び企画立案機能を向上させ、教員と事務職員の協働体制を構築する。
- ウ 事務職員体制については、業務の繁閑を解消し、限られた人員を効率よく、有効に活用するため、平成19年度からグループ制を導入する。
- エ 新たな課題に積極的に取り組み、状況に応じて適切に対応できる柔軟性と機動性の高い組織の構築に取り組む。

## 3 人事の改善に関する目標を達成するための措置

- (1) ア 平成19年度から教員の任期制の導入や公募制などの積極的な活用により、教員人事の活性化に取り組む。
  - イ 平成19年度から教員に交替制勤務や裁量労働制など柔軟な勤務時間制度を導入する。
- (2) ア 事務職員等について多様な採用制度を導入するとともに、平成20年度から専門職研修を実施し、専門的能力の向上など人材育成に取り組む。
  - イ 事務職員等の法人採用を平成20年度から計画的に進め、道からの派遣職員は漸減を図る。
- (3) ア 教員の教育、研究、診療、社会貢献、大学運営などの業績を公正かつ適正に評価する制度を平成19年度中に整備し、平成23年度までに評価結果を処遇等へ反映する仕組みを構築する。
  - イ 職員の能力を発揮させるため、平成19年度中に適切な評価制度を構築し、平成20年度までに評価に基づきインセンティブを付与するシステムの導入に取り組む。

## 第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

### 1 財務に関する基本的な目標を達成するための措置

- (1) 財務諸表等の公表にあたって、道民に理解されやすいものとなるよう工夫し、透明性を確保する。
- (2) 大学の運営、経営分析に必要な会計情報を集約し、業務の改善に反映させる。
- (3) 中長期的な視点に立ち、法人化のメリットを生かし積極的に財務内容の改善に努め、運営費交付金依存率を平成18年度比5ポイント縮減するよう取り組む。

### 2 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- (1) 科学研究費補助金等の各種競争的資金を積極的に獲得するため、関係情報の提供や相談体制の整備などを進め、競争的資金の申請件数を平成18年度に比べ平成24年度において10%増加するよう取り組む。(再掲)
- (2) 国などの重点施策事業等の獲得に向け全学的な検討体制を整備する。(再掲)
- (3) 受託研究・共同研究、治験の推進や奨学寄附金等を獲得するため、企業等へ効果的な

情報発信を進めるとともに、弾力的な運用が図られる体制を整備する。(再掲)

- (4) 特許収入の獲得を目指し、知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する全学的な支援体制を構築する。
- (5) 附属病院については、臨床医学の教育・研修及び研究の場であることを十分踏まえつつ、医業収入の確保を図る。
- (6) 各種研修会等の実施にあたって、それぞれの開催目的、対象者等を勘案し、受講料、参加費等の徴収について検討する。
- (7) 大学が保有する施設、機器、情報、技術等の外部提供時の使用料の徴収など、新たな収入の確保に取り組む。
- (8) サービスに見合った受益者負担の観点から、これまで提供してきた各種サービスについて利用者の負担のあり方を検討する。

### 3 経費の効率的執行に関する目標を達成するための措置

- (1) 各種経費の執行状況の定期的な点検を行い、効率的執行に努めるとともに、職員のコスト意識を醸成するための方策を講ずる。
- (2) 各種業務の効率化・簡素化を図るため、事務手続き、刊行物、各種情報などの電子化を推進する。
- (3) 公正で効率的な契約方法等の導入を進める。

### 4 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置

- (1) 資産の実態を常に把握・分析し、適切なりスク管理を行うとともに、効果的・効率的な運用を図る。
- (2) 資産の有効活用を図るため、全学的な視点による設備・機器等の共同利用や維持管理に努める。
- (3) 資金運用及び管理については、専門家の助言を得るなど、効果的、効率的に運用する体制を整備する。

## 第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- (1) 教育、研究、診療、その他業務運営等の状況について、平成21年度までに自己点検・評価を実施する。  
なお、平成22年度までに認証評価機関による評価を受ける。
- (2) 自己点検・評価及び認証評価機関による評価の結果を教育研究等の質の向上や業務の改善に的確に反映させる。
- (3) 中期計画、年度計画などの学内運営に関する重要な計画の推進管理や自己点検・評価等を適切に実施する体制を整備する。
- (4) 自己点検・評価を効率的に実施するため各種基礎データの情報収集・分析のシステムを構築する。
- (5) 自己点検・評価、認証評価機関評価などの評価結果等をホームページ等により公表する。

### 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- (1) 教育・研究・診療・社会貢献等の活動状況や、財務・組織・管理運営に関する情報を積極的に発信する。

- ( 2 ) 産学・地域連携を推進するための広報・情報提供体制の充実を図る。
- ( 3 ) 窓口を一本化した広報・広聴体制を整備・充実し、学外からの要望などの総合受付と学内ナビゲーション体制を平成 22 年度までに確立する。
- ( 4 ) 大学が保有する情報等をデータベース化し、地域社会等の要望に応じ迅速に情報提供する。
- ( 5 ) 地域医療や道民の健康づくりに貢献するため、地域へ先進医療情報等を提供する体制を整備する。
- ( 6 ) 広く道民から意見を聴取する場を設け、大学運営や各種計画等に反映させる仕組みを整備する。

## 第 5 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

### 1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

- ( 1 ) 施設整備を計画的に進めるため、建築物等の機能維持や耐久性の確保を図りながら、長期保全計画及び施設整備の方向性を示した基本計画を平成 19 年度に策定する。
- ( 2 ) 施設の維持管理においては、ファシリティマネジメントの取組みを進めるとともに、平成 21 年度に E S C O 事業を開始する。

### 2 安全管理その他の業務運営に関する目標を達成するための措置

- ( 1 ) ア 労働安全衛生、事故防止等に関する学内規程等の点検及び整備を行う。
  - イ 安全管理に関する責任体制を明確にし、規程、点検マニュアル等の定期的な検証を行う仕組みを確立する。
  - ウ ガイドライン等に関する講習会等を開催するとともに、防火・防災訓練等を効果的に実施し、学生及び教職員の安全意識の向上に努める。
  - エ キャンパス内の安全を確保するため、必要な防犯・防災の体制及び設備の点検・整備に努める。
  - オ 教職員及び学生に対し啓発活動を行うなど、情報管理を徹底させるとともに、平成 20 年度までに情報セキュリティシステムの整備・充実を図る。
  - カ 大規模な事故、災害等に備え、リスク管理のあり方を検証し、リスク管理体制を整備する。
- ( 2 ) 地球環境に対する職員の意識を高め、環境に配慮した機器、物品等の使用・購入や、省エネルギー対策等の取組みを進めるとともに、廃棄物の適正な処理に努める。

## 第 6 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

別紙

## 第 7 短期借入金の限度額

### 1 短期借入金の限度額

18 億円

## 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

## 第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

## 第9 剰余金の使途

全学的観点に立ち、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## 第10 その他

### 1 施設及び設備に関する計画

各事業年度の予算編成過程等において決定する。

### 2 人事に関する計画

第2の3「人事の改善に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

### 3 積立金の使途

なし

(別紙)

予 算

平成19年度～平成24年度予算

(単位：百万円)

| 区 分              | 金額      |
|------------------|---------|
| 収入               |         |
| 運営費交付金           | 43,964  |
| 施設整備費補助金         | 3,785   |
| 自己収入             | 117,401 |
| 授業料及び入学金検定料収入    | 5,068   |
| 附属病院収入           | 109,243 |
| 雑収入              | 3,090   |
| 受託研究等収入及び寄附金収入等  | 3,948   |
| 長期借入金収入          | 3,120   |
| 計                | 172,218 |
| 支出               |         |
| 業務費              | 159,923 |
| 教育研究経費           | 9,416   |
| 診療経費             | 57,831  |
| 人件費              | 89,855  |
| 一般管理費            | 2,821   |
| 財務費用             | 142     |
| 施設整備費            | 6,905   |
| 受託研究等経費及び寄附金事業費等 | 3,948   |
| 長期借入金償還金         | 1,300   |
| 計                | 172,218 |

運営費交付金は一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

[ 人件費の見積り ]

- 1 道における新たな行財政改革の取組みも踏まえ、中期目標期間中総額82,515百万円の支出を見込んでいる。(退職手当を除く)
- 2 退職手当については、北海道公立大学法人札幌医科大学職員の退職手当に関する規程に基づいて支給するが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

## [ 運営費交付金の算定ルール ]

・運営費交付金算定の対象は、平成 18 年度の札幌医科大学関係予算として道費計上されたものとする。

ただし、次のア～エを除く。

- ア 一般会計計上の既往償還金
- イ 特別会計計上の施設整備に係る既往償還金
- ウ 運営費充当財源以外の外部資金（受託・治験等）及び充当事業費
- エ 施設設備整備費、医療機器整備費

交付金額 = ( B - A ) + ( D - C ) - E

運営費交付金の算定方法は、道財政や診療報酬改定の状況により見直す。

A 大学収入の算定 ( + )

- 授業料・攻究料
- その他収入

B 大学支出の算定 ( + + )

教育研究費

前年度算定額 × 運営効率化係数 + 加算額

注 1 前年度算定額に加算額は含まない。

注 2 運営効率化係数は 1 % とする。

注 3 加算額は別途定める。

管理経費

- ・光熱水費、運営費、維持修繕費

前年度算定額 × 運営効率化係数

注 運営効率化係数は 1 % とする。

人件費

- ・役員報酬

理事長、副理事長、理事 3 名、監事 2 名分の所要額

- ・職員人件費

平成 19 年度は所要額積み上げ

平成 20 年度以降

( 前年度算定額(退職手当除く) + 道の給与独自縮減影響額 ) × 運営効率化係数

+ 退職手当所要額

注 1 運営効率化係数は 1 % とする。

注 2 退職手当及び派遣職員分人件費は翌年度精算

- ・非常勤職員

前年度の算定額 - 退職不補充の職員に係る前年度の所要額

C 病院収入の算定 ( + )

病院事業収入

・診療収入

前年度算定額 + ( 経営改善係数 : 平成 18 年度診療収入  $\times$  1.2% )

その他収入

D 病院支出の算定 ( + + + + )

医薬材料費

診療収入算定額  $\times$  34%

診療経費

前年度算定額 + 加算額

注 加算額は別途定める。

管理経費

・光熱水費、運営費、維持修繕費

前年度算定額  $\times$  運営効率化係数

+ 計画修繕に係る計画

+ 毎年度の委託費拡大分 ( 職員費からの振替によるものに限る。 )

注 運営効率化係数は 1% とする。

・計画修繕 : 所要額

・委託費拡大分

人件費連動で委託拡大分を措置予定

償還金

医療機器整備分借入金の償還費

人件費

・役員報酬

理事 ( 病院担当 ) 1 名分の所要額

・職員人件費

平成 19 年度は所要額積み上げ

平成 20 年度以降

前年度算定額 ( 退職手当除く ) + 道の給与独自縮減影響額

- 退職不補充の職員に係る前年度の人件費の額

+ 退職手当所要額

注 退職手当及び派遣職員分人件費は翌年度精算

・非常勤職員

毎年度の算定額

E 控除する経費

法人化以前借入分の償還金 は、運営費交付金から控除 ( 相殺 ) する。

## 収支計画

平成19年度～平成24年度収支計画

(単位：百万円)

| 区 分           | 金額      |
|---------------|---------|
| 費用の部          | 167,239 |
| 経常費用          | 166,760 |
| 業務費           | 160,210 |
| 教育研究経費        | 10,611  |
| 診療経費          | 57,831  |
| 受託研究費等        | 1,913   |
| 役員人件費         | 564     |
| 教員人件費         | 27,271  |
| 職員人件費         | 62,020  |
| 一般管理費         | 2,963   |
| 財務費用          | 142     |
| 雑損            | 0       |
| 減価償却費         | 3,445   |
| 臨時損失          | 479     |
| 収益の部          | 167,691 |
| 経常収益          | 166,928 |
| 運営費交付金        | 43,244  |
| 授業料収益         | 4,330   |
| 入学金収益         | 576     |
| 検定料収益         | 162     |
| 附属病院収益        | 109,243 |
| 受託研究等収益       | 1,913   |
| 寄附金収益         | 1,915   |
| 雑益            | 3,090   |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 348     |
| 資産見返寄附金戻入     | 58      |
| 資産見返物品受贈額戻入   | 2,049   |
| 臨時利益          | 763     |
| 純利益           | 452     |
| 総利益           | 452     |

[ 純利益について ]

診療収入等に関する債権受贈益や、棚卸資産に関する受贈益等の影響により、純利益が生じている。

## 資金計画

平成19年度～平成24年度資金計画

(単位：百万円)

| 区 分              | 金額      |
|------------------|---------|
| 資金支出             | 172,218 |
| 業務活動による支出        | 163,031 |
| 投資活動による支出        | 7,745   |
| 財務活動による支出        | 1,442   |
| 次期中期目標期間への繰越金    | -       |
| 資金収入             | 172,218 |
| 業務活動による収入        | 165,313 |
| 運営費交付金による収入      | 43,964  |
| 授業料及び入学金検定料による収入 | 5,068   |
| 附属病院収入           | 109,243 |
| 受託研究等収入          | 1,913   |
| 寄附金収入            | 2,035   |
| その他の収入           | 3,090   |
| 投資活動による収入        | 3,785   |
| 施設費による収入         | 3,785   |
| その他の収入           | -       |
| 財務活動による収入        | 3,120   |
| 前期中期目標期間よりの繰越金   | -       |

## 用語説明

[1 ページ]

### 【アドミッション・ポリシー】

大学が、受験を希望する学生に求める意欲や姿勢を表すもの。

[2 ページ]

### 【TOEFL】

Test of English as a Foreign Language の略称。米国、カナダの大学に留学を希望する外国人学生が大学での授業についていける英語力を有しているかを評価する目的で開発されたテスト。

### 【TOEIC】

Test of English for International Communication の略称。英語によるコミュニケーション能力を幅広く評価する世界共通のテスト。

### 【ティーチング・アシスタント】

大学院学生に対し、教育的配慮の下、学部学生に対する助言や、実験、実習、演習などの教育補助業務を行わせることにより、大学教育の充実と大学院学生への教育トレーニングの機会を提供。

### 【プライマリーケア】

プライマリーヘルスケアの略称。健康増進、疾病予防、患者の診断・治療及びリハビリテーションを全て含めた包括医療をその内容とするものであり、医師が初期患者の問題を適確に把握して、適切な指示や緊急に必要な処置の実施や、他の適切な医師への紹介を行い、また、個人や家庭の継続的健康の保持、慢性疾病の継続的な治療やリハビリテーションについて、いわゆる主治医としての役割を果たすもの。

### 【クリニカル・クラークシップ】

医学部の学生が、附属病院の病棟に所属し、医療チームの一員として、実際に患者の診療に携わるような臨床実習の形態。

### 【CBT】【OSCE】

臨床実習開始前に全国の大学医学部の学生を対象に行われる評価試験。コンピュータを用いた知識・問題解決能力を評価する客観試験 CBT (Computer Based Testing) と態度・診察技能を評価する客観的臨床能力試験 OSCE (Objective Structured Clinical Examination) から構成。

[3 ページ]

### 【MD-PhD コース】

基礎医学研究者を育成するために設定したプログラム。医学部学生が一定の条件を満たせば医学部に在籍したままで大学院に進学することができる。大学院の課程を3年で修了することにより学位が早期に獲得できるばかりでなく、学部生活と大学院を同時進行することが可能。

### 【専門看護師】

日本看護協会専門看護師認定試験に合格し、ある特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有することが認められた者。

### 【チュートリアル教育】

少人数で構成された学習グループに課題を与え、学生たちがその課題を手がかりにこれを掘り下げ、討議を重ねながら問題解決へと至る能動的自己学習教育プログラム。

### 【FD活動】

ファカルティ・ディベロップメント (faculty development)。教員が、より質の高い教育を学生に提供できるように、教育内容や教授能力を改善・向上させるための組織的な取組みの総称。具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催など。

### 【リサーチ・アシスタント】

大学院学生に研究活動に必要な補助業務を行わせることにより、大学における研究の円滑な実施と大学院学生への研究のトレーニングの機会を提供。

### 【シラバス】

syllabus。授業科目毎に学習概要、評価方法・基準などを記載した授業計画書。

[4 ページ]

### 【e-ラーニング】

パソコンやコンピュータネットワークなどを利用して行う教育方法。教室で学習を行う場合と比べ、遠隔地にも教育を提供できる点やコンピュータならではの教材が利用できる点などが特徴。

### 【IST】

Independent Study Time の略称。学生の自主的学習の時間。

[6 ページ]

### 【任期制】

大学教員の任期を定めた任用を行う制度。任期制の導入やその具体的な内容（任期を付ける職、任期の長さ、再任の可否等）は各大学が判断し決定。

**【研究教授制】**

社会人入学者が所属する企業及び研究機関で教育研究指導に当たる研究者に対し、研究教授の称号を授与する制度。大学院生の帰任後の指導を行わせるとともに本学の教室との連携を図り、大学院生の研究継続となる環境を構築することを目的。また、共同研究を通じて定期的に本学で研究教育に携わっている学外研究者も対象。

**【倫理委員会】**

医学の研究及び臨床応用等について、ヘルシンキ宣言の趣旨の沿った倫理的配慮を図ることを目的として設置。医の倫理のあり方に係る基本的事項の調査、審議や、研究等について実施責任者が提出する実施計画及び成果の公表計画に係る審査、研究の有用性等の審査などを行う組織。

**【臨床研究審査委員会】**

附属病院及び附属病院に審査を依頼しようとする医療機関で行われる治験用医薬品、新医療機器、新術式等に係る医学の研究及び臨床応用に関して、倫理的及び科学的妥当性について調査審議を行う組織。

[7 ページ]

**【後期臨床研修・専門医養成】**

初期臨床研修後、専門的知識を学び、経験を積むことにより、各種専門医資格の取得を目的とした、本学附属病院臨床研修センターが実施するプログラム。並行して臨床医学研究を進めることにより、学位（医学博士）の取得も可能。研修期間は3年～7年。

**【高度救命救急センター】**

従来の救命救急センターの役割に加えて、「広範囲熱傷」「急性中毒」「指肢切断等の特殊疾患患者」に対し、高度な救急医療を行う専任医師と看護師等の診療体制及び設備を24時間体制で備えている救命救急センター。

**【北海道リハビリテーション支援センター】**

全道的な研修会の開催や相談窓口の設置によって、各地におかれた地域リハビリテーション広域支援センターを支援。また、リハビリテーションに関する調査・研究など新しいリハビリテーションを発信する機能を有する機関。

**【エイズブロック拠点病院】**

国立国際医療センターのエイズ治療研究開発センターをエイズ治療の中心として、全国を8ブロックに分け、各ブロックの核となる病院。

**【基幹災害医療センター】**

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能とともに、被災地からの重症傷病者の受入機能、医療救護班の派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材等の貸出し機能を有し、さらに要員の訓練・研修機能を有する機関。

[9 ページ]

**【トランスレーショナルリサーチ】**

基礎的な研究成果を臨床の場へと効果的に応用、橋渡していく研究。

[10 ページ]

**【初期臨床研修】**

平成16年度から義務化された医師免許取得後2年間の研修制度。札幌大附属病院臨床研修センターでは、附属病院と協力型研修病院をそれぞれ1年研修するコースと、2年とも附属病院で研修するコースを設定。

[11 ページ]

**【コンプライアンス】**

法令遵守。経営活動において法令や社会規範に反することなく、公正・公平な業務を遂行すること。

[12 ページ]

**【裁量労働制】**

仕事の仕方や時間配分について使用者が細かく指示できない一定の業務に従事する労働者に対し、労働時間計算を実労働時間ではなく、みなし時間によって行う制度。

[13 ページ]

**【自己点検・評価】**

学校教育法により、大学の教育研究水準の向上に資するため、大学が自ら実施しなければならない点検・評価。

**【認証評価機関による評価】**

学校教育法により、大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間（7年）ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けなければならない外部評価制度。

[14 ページ]

**【ファシリティマネジメント】**

F M。土地・建物・設備といったファシリティを対象として、経営的な視点から設備投資や管理運営に要するコストの最小化や施設効用の最大化を図るため、総合的・長期的視点から企画、管理、活用する経営管理活動。

**【ESCO（エスコ）】**

Energy Service Company の略で、省エネルギーを民間の企業活動として行い、顧客にエネルギーサービスを包括的に提供する事業。